

藤沢市印鑑条例の一部改正について
藤沢市印鑑条例の一部を次のように改正する。

2015年(平成27年)9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市印鑑条例の一部を改正する条例

藤沢市印鑑条例(昭和49年藤沢市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「印鑑登録証又は」を「印鑑登録証若しくは」に改め、「、又は住民基本台帳カードを使用して」を「、又は住民基本台帳カード若しくは個人番号カードを使用して」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、民間事業者が設置する証明書交付機能を備えた機器を利用した印鑑登録証明書の交付において個人番号カードの使用を開始するため、所要の改正をする必要による。